

一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則

第1章 総 則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、一般財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）の職員の任免、服務、勤務時間、その他の勤務条件等に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、理事長が公社の職員として任命または委嘱した者（以下「職員」という。）に適用する。ただし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年広島市条例第62号）第2条第1項の規定により公社へ派遣された広島市の職員（第53条において「広島市から派遣された職員」という。）及び一般財団法人広島市都市整備公社事務組織規則（昭和58年4月1日全文改正施行）第5条の規定による職員については、その本職の身分において定められている規定に重複し、又は抵触する部分に限り適用しない。

(職員の区分)

第3条 公社の職員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一 般 職 事務職員及び技術職員
- (2) 技能業務職 技能職員及び業務職員
- (3) そ の 他 嘱託職員及び臨時職員

(嘱託職員等の適用範囲)

第3条の2 嘱託職員及び臨時職員の任免、勤務時間、その他の勤務条件等に関する事項については、この規定に定めがあるものを除き、理事長が別に定める。

(辞令書の交付)

第4条 職員の採用、異動、休職、退職、解雇、昇格等の発令は、辞令書を交付して行うものとする。

第2章 任 免

第1節 採 用

(採用の方法)

第5条 職員の採用は、履歴書その他書類による審査、学力試験、面接等に基づき、理事長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、前歴又は、成績証明書等に基づき、職員として適格であることが実証される者については、学力試験を免除することができる。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、職員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 公社において、懲戒免職の処分を受けた者

(条件付採用期間)

第7条 職員（臨時職員、第16条の2第1項の規定に基づき公社を退職した後再雇用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）及び広島市を退職した後採用された職員を除く。）の採用は、その採用の日から起算して6か月間は、全て条件付のものとする。

2 前項の条件付採用期間を終了した職員は、その終了前に別段の措置を講じない限り、その終了の翌日において、正式採用となるものとする。

(無期労働契約への転換)

第7条の2 嘱託職員のうち、通算雇用期間が5年を超える職員は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の雇用期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）での雇用に変換することができる。ただし、雇用期間の末日までに年齢が60歳に達する職員については、申込を要することなく当該雇用期間の末日の翌日から無期労働契約での雇用に変換するものとする。

2 前項の通算雇用期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の雇用期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約についてはその末日までとする。

3 第1項の規定により無期労働契約での雇用に変換した場合において、契約期間以外の労働条件は、別段の定めがある場合を除き従前のままとする。

(新規採用者の提出書類)

第8条 新規に職員として採用された者は、すみやかに次の書類を提出しなければならない。ただし、臨時に雇用された職員については、この限りでない。

(1) 誓約書

(2) その他理事長が必要と認める書類

第2節 分 限

(休 職)

第9条 職員（嘱託職員（広島市を退職した後採用された職員（理事長が定める職員を除く。以下「広島市退職職員」という。）を除く。）及び臨時職員を除く。以下第12条までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、その意に反して休職を命ずることができる。

(1) 傷い疾病（次の2号に掲げるものを除く。）のため、90日を超えて勤務しないとき。

(2) 精神障害のため、180日（定年前再雇用短時間勤務職員及び広島市退職職員にあつては90日）を超えて勤務しないとき。

(3) 結核性疾患及び原爆性疾病のため、1年（定年前再雇用短時間勤務職員及び広島市退職職員にあつては90日）を超えて勤務しないとき。

(4) 刑事事件に関し起訴されたとき。

(5) その他特別の事情により、理事長が必要と認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、同項第1号及び第2号の場合にあつては、1年（業務又は通勤による傷い疾病の場合にあつては3年）、同項第3号の場合にあつては2年を超えない範囲内において、理事長が定める。ただし、各号の規定による休職が引き続く場合にあつては、通算して3年を超えることができない。

3 労働基準法第19条第1項に規定する解雇制限に該当する場合にあつては、理事長は、前項の規定にかかわらず、引き続き休職の期間を延長するものとする。

4 第1項第4号の規定による休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

5 第1項第5号の規定による休職の期間は、理事長が定める期間とする。

(休職者の身分)

第10条 休職中の職員の身分は、業務に従事しないほか、現職者と異なる。

(休職者の給与)

第11条 第9条の規定により、休職を命じられた職員に対しては、広島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）第22条の規定に準じて給与を支給する。

(復職)

第12条 休職期間中の職員に対しては、その休職事由が消滅したときは、復職を命ずることができる。

(降給、降任又は免職)

第13条 職員（嘱託職員及び臨時職員を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、降給、降任又は免職を命ずることができる。

(1) 心身の障害により業務に堪えることができないと認められるとき。

(2) 勤務成績が不良で改善の見込がないと認められるとき又は、その職に必要な適格性を著しく欠くとき。

(3) 職員としての体面を汚し、又は信用を失う行為があつたとき若しくは、職務に違反し、又は不都合な行為があつたとき。

(4) 臨時に勤務する者で、雇用期間中に業務が終了したとき。

(5) 職制、若しくは定数の改廃、又は予算の減少により過員を生じたとき。

(当然失職)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当然失職するものとする。

(1) 休職を命じられ、その命じられた期間が満了した場合において復職させることができないとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第14条の2 理事長は、管理監督職（一般社団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程第4条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職をいう。以下同じ。）を占める職員で管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職（以下「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合は、この限りでない。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

（管理監督職への任用の制限）

第14条の3 理事長は、管理監督職勤務上限年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日（前条第1項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）をされた職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日）以後、管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（適用除外）

第14条の4 前2条の規定は、雇用期間を定めて雇用された職員及び広島市退職職員には適用しない。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第14条の5 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に第16条の規定による退職日（以下「定年退職日」という。）がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1）当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由

（2）当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより業務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への

降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより業務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由があると認めるときは、異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 理事長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、広島市の一般職の職員の取扱いの例により理事長が定める。

第3節 退職

(普通退職)

第15条 職員は、次条の規定により退職する場合を除き、退職しようとする日の30日前までに書面によりその旨を理事長に願い出なければならない。

(定年退職)

第16条 職員(嘱託職員(無期労働契約での雇用に転換した者を除く。)、臨時職員及び定年前再雇用短時間勤務職員を除く。)は、65歳に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

(定年前再雇用短時間勤務職員の雇用)

第16条の2 理事長は、60歳に達した日以後に退職をした職員(嘱託職員、臨時職員及び定年前再雇用短時間勤務職員を除く。以下この項において「60歳以上退職者」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項において同じ。)に再雇用することができる。ただし、60歳以上退職者が定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種

の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。以下この条において同じ。)を
経過した者であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により採用された職員の雇用期間は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

第4節 異 動

(異動)

第16条の3 理事長は、業務の都合により職場又は職務の変更を命ずることができる。

- 2 前項の規定により異動を行うときは、職員の能力、経験、健康状態その他を考慮して公正に行う。

- 3 職員は、異動を命ぜられたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

第5節 出 向

(出向)

第16条の4 理事長は、他の市設立公益的法人等（広島市が設立した公益的法人その他広島市の業務と直接関連のある公共的団体等をいう。以下同じ。）へ出向を命ずることができる。

- 2 前項の出向に関し必要な事項は、広島市の公益的法人等における団体間の人事異動の実施に係る協定の定めるところによる。

- 3 第1項の規定により出向を行うときは、職員の能力、経験、健康状態その他を考慮して公正に行う。

- 4 職員は、出向を命ぜられたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

第3章 服 務

第1節 服務心得

(規則等の遵守)

第17条 職員は、法令並びに会社の諸規則及び諸規定を遵守し、上司の業務上の命令に従い、誠実にその職責を遂行しなければならない。

(禁止事項)

第18条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会社の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をすること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (3) 会社の秩序又は職場の規律をみだすこと。
- (4) 会社の承認なく会社外の業務に従事すること。
- (5) 職務に関し供応、贈与を受けること。

(職務に専念する義務)

第19条 職員は、会社の規則又は法令に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及

び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用い、公社がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務に専念する義務の免除)

第20条 理事長は、前条の規定にかかわらず、職員が公社の業務に関連のある研修を受ける場合、その他特に必要があると理事長が認める場合においては、職務に専念する義務を免除することができる。

(届出事項)

第21条 職員は、次の各号に掲げる事項について変更が生じたときは、すみやかに理事長に届出なければならない。

- (1) 現住所
- (2) 戸籍上の記載事項
- (3) 履歴又は資格
- (4) 扶養親族に関する事項

(身分証明書)

第22条 職員には、身分証明書を交付する。

2 職員は、その身分を明らかにするため、常に身分証明書を携帯しなければならない。

第2節 出勤、退社等

(出勤簿の記入)

第23条 職員は、始業時刻までに出勤し、出勤簿に記入しなければならない。ただし、職員がテレワークを実施する場合は、理事長が別に定める。

第24条 削除

(退社時の心得)

第25条 職員は退社するときは、取扱い中の文書、簿冊等を整理整頓し、重要なものは非常持出の準備をしておくとともに、特に火気に注意しなければならない。

第3節 勤務時間、休憩時間、休日等

(勤務時間等)

第26条 職員の勤務時間、休憩時間及び週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）（以下「勤務時間等」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第31条の5に規定する育児短時間勤務の申出をした職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の勤務時間等は、当該申出をした育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。

4 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、

又は繰り下げることができる。

(1) 業務上必要がある場合で、第1項の規定により難しいとき。

(2) 職員から次に掲げる事由による勤務時間の繰上げ又は繰下げの申出があった場合で、
公社の運営に支障がないと認められるとき。

ア 通勤に利用する交通機関の混雑による負担の軽減

イ 育児又は介護

ウ 障害の特性等

エ 長時間勤務による疲労の蓄積の防止

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げる場合にあっては、始業の時刻が午前7時及び午前7時以後30分ごとの午後1時までの各時刻のいずれかとなるように、かつ、休憩時間がその勤務時間の範囲内で1時間となるように所属長が定める。

6 所属長は、業務上必要がある場合で、第1項の規定により難しいときは、週休日を他の日に振り替える等の方法で変更することができる。

（休日）

第27条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、前条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）においても勤務することを要しない。

1 2月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）及び8月6日についても、同様とする。

（休日の代休日）

第27条の2 所属長は、職員に祝日法による休日、年末年始の休日又は8月6日（以下「休日」と総称する。）である第26条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）の当該勤務時間の全部（この項及び第3項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある日で、かつ、当該休日の全勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（第28条の2の規定により代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 所属長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 第1項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第28条 所属長は、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡

及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 所属長は、休日及び代休日の正規の勤務時間において職員に前項に規定する勤務と同様の勤務をすることを命ずることができる。

3 所属長は、業務上必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に第1項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(代休時間)

第28条の2 所属長は、正規の勤務時間以外の時間における勤務の時間が1か月について60時間を超え、別に定めるところにより時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、理事長の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「代休時間」という。)として、理事長の定める期間内にある勤務日等(休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 所属長は、職員があらかじめ代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休時間を指定しないものとする。

3 第1項の規定により代休時間を指定された職員は、当該代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第4節 休 暇

(休暇の種類)

第28条の3 職員(嘱託職員及び臨時職員を除く。以下この節(第31条の4を除く。)において同じ。)の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第29条 年次有給休暇は、年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再雇用短時間勤務職員にあっては20日に当該定年前再雇用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一ではない職員にあっては、155時間に第26条第5項の規定に基づき定められた定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))とする。ただし、定年前再雇用短時間勤務職員に係るその日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。)

(2) 当該年度の中途において新たに職員となる職員 その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数

- (3) 当該年度の前年度において広島市の職員その他理事長が定める者（以下この号において「広島市職員等」という。）であった者で引き続き当該年度に新たに職員となった者その他理事長が定める職員 広島市職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、理事長が定める日数
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を超えない範囲内の残日数を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日若しくは半日又は1時間（育児短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）とする。
- 4 第1項の年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、職員が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させるものとする。
- 5 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、公社が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が前項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分（年次有給休暇の単位は1日又は半日とする。）を5日に充てるものとする。

（病気休暇及び特別休暇）

第30条 病気休暇及び特別休暇は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

2 前項の病気休暇及び特別休暇は、有給とする。

第31条 削除

（介護休暇）

第31条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等（配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして理事長が認める者をいう。以下同じ。）、父母、子、配偶者等の父母その他理事長が定める者で負傷、疾病又は老齢により理事長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して3年を超えない範囲内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日若しくは半日又は1時間（育児短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間を取得して勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間を取得して勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

5 介護休暇を取得した職員の給与の取扱いについては、別に定める。

(介護時間)

第31条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする状態にある期間を限度として、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前条第2項の規定により必要と認められた期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の単位は、30分とする。

3 介護時間は、第1項において規定する期間内において1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（一般財団法人広島市都市整備公社職員の育児休業等に関する規程第15条の規定による部分休業を取得して勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業を取得して勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

4 前条5項の規定は、介護時間について準用する。

(病気休暇及び特別休暇の承認等)

第31条の4 病気休暇、特別休暇（別表第4第9項、第14項及び第15項の休暇を除く。）を取得しようとする職員は、あらかじめ所属長の承認を受けておかなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ承認を受けておくことができなかつた場合には、その事由消滅後速やかにその事由を付して所属長の承認を受けなければならない。

2 別表第4第9項、第14項及び第15項の休暇は、あらかじめ所属長に対し申し出なければならない。また、別表第4第9項の休暇を申し出た職員が出産した場合は、その旨を速やかに所属長に届け出るものとする。

3 職員は、病気休暇又は特別休暇の承認を受けるに当たり、引き続き6日（週休日、休日及び代休日を含む。以下同じ。）を超える場合又は引き続き6日を超えないが、所属長が特に必要があると認める場合には、医師の診断書その他その事由を証明するに足りる書面を提出しなければならない。

4 介護休暇及び介護時間を取得しようとする職員は、あらかじめ所属長に申し出なければならない。

5 前項の介護休暇の申出をする場合において、第31条の2第2項に規定する介護を必要とする状態について初めて介護休暇の申出をするときは、同条第1項の規定により理事長が定めた期間以上の期間について一括して申し出なければならない。

6 第4項の介護時間の申出をする場合は、介護時間が必要な期間を包括的に申し出るものとする。

7 所属長は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認める場合には、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業等)

第31条の5 職員は、理事長に申し出て育児休業若しくは部分休業をし、又は育児短時間勤

務の適用を受けることができる。

- 2 前項の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務に関する対象職員、手続等必要な事項は別に定める。

(自己啓発等休業)

第31条の6 理事長は、職員としての在職期間が2年以上である職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動のために休業を申請した場合において、業務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認めるときは、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

- 2 前項の自己啓発等休業に関する対象職員、手続等必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業)

第31条の7 理事長は、職員としての在職期間が2年以上である職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業を申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

- 2 前項の配偶者同行休業に関する対象職員、手続等必要な事項は別に定める。

第5節 本務以外の勤務

(宿日直)

第32条 職員は、日直又は宿直を命じられたときは、これに服さなければならない。

(非常招集)

第33条 職員は、水火災その他の災害に際し、上司から招集があった時は、直ちに指定された場所に参集し、上司の指揮を受け、敏速に行動しなければならない。

第4章 給料、諸手当その他の諸給与

第1節 給料及び諸手当

(給料及び諸手当)

第34条 職員に支給する給料及び諸手当の額並びに昇給に関しては、広島市一般職の職員の給与に関する条例の規定に準じて理事長が別に定める。

- 2 給料及び諸手当の支給方法については、広島市の職員の例による。

(退職手当)

第35条 職員（嘱託職員、臨時職員及び定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）が1年以上在職した後、退職したときはその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に退職手当を支給する。

- 2 前項の退職手当の額、在職期間の算定その他必要な事項は別に定める。

第2節 その他諸給与

(被服の貸与)

第36条 職員に業務上必要な被服を貸与する。

2 前項の被服の貸与について必要な事項は、理事長が別に定める。

第3節 旅 費

(旅費の支給)

第37条 職員の旅費については、広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）の規定に準じて支給する。

第5章 福利及び厚生

第1節 安全及び衛生

(協力義務)

第38条 職員は、理事長の指示に従い、安全衛生上必要な措置について協力しなければならない。

(健康診断)

第39条 職員（臨時職員を除く。）は、公社が毎年定期、又は随時に行う健康診断を受けなければならない。

(療養命令)

第40条 前条に規定する健康診断の結果により必要があると認められる場合には、理事長は職員に対し療養を命じ、又は保健衛生上必要と認められる措置を講ずるものとする。

第2節 災害補償

(療養補償)

第41条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、公社は、当該職員に対し、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、必要な療養補償を行うものとする。

(休業補償)

第42条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、休業補償として、その勤務することができない期間（定年前再雇用短時間勤務職員及び広島市退職職員は90日の範囲内で理事長が定める日数）につき、平均給与額に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第43条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおった時に身体に障害がある場合には、その障害の程度に応じ、労働者災害

補償保険法の定めるところに従い、障害補償を行う。

(休業補償及び障害補償の制限)

第44条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、業務上の負傷若しくは疾病、若しくは通勤による負傷若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は業務上の負傷、疾病若しくは身体障害、若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、公社は、故意若しくは過失又は療養指示の違反について、行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償の全部又は一部を行わないことができる。

(遺族補償等)

第45条 職員が業務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、労働基準法並びに労働者災害補償保険法の定めるところに従い、遺族又は当該職員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者に対して、遺族補償を行うほか葬祭を行う者に対して葬祭料を支払う。

(保険給付との関係)

第46条 本節の規定により補償を受けるべき職員が同一の事由について、労働者災害補償保険法によって本節の災害補償に相当する保険給付を受けた場合は、その範囲において本節の規定による補償は行わない。

第3節 職員互助会

(職員互助会への加入)

第47条 職員(嘱託職員(これらの者のうち、週20時間以上勤務することを条件として雇用される者を除く。))及び臨時職員(これらの者のうち、期間の定めのない労働契約に転換している者で月額制賃金及び週20時間以上勤務に服することを条件として雇用される者を除く。))を除く。以下この節において同じ。))は、健康の増進と、生活の安定を図るため、広島市公益法人等職員互助会(以下「職員互助会」という。))に加入する。

第48条 削 除

(職員互助会の助成等)

第49条 公社は、職員互助会に対し、必要な助成を行うほか、職員互助会の運営に必要な範囲内において便宜を供与する。

第50条 削 除

第6章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第51条 職員(嘱託職員及び臨時職員を除く。))若しくはその機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰することができる。

(1) 10年勤続し、その勤務成績が良好な者

ただし、平成11年3月31日以前に採用され、採用時の年齢が満31歳以上のものに限る。

- (2) 20年勤続し、その勤務成績が良好な者
- (3) 30年勤続し、その勤務成績が良好な者
ただし、10年勤続時に表彰されたものを除く。
- (4) 職務に関し顕著な功績のあった場合
- (5) 職務に関し有益な研究、発明、考案又は改良した場合
- (6) 危険を顧みず身をしていして職責を尽くした場合
- (7) その他特に理事長が表彰の必要があると認めた場合

2 前項の表彰は、理事長が表彰状に副賞として賞金又は賞品を添えてこれを行うことができる。

(懲戒処分)

第52条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは懲戒として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 会社の規則又は規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 故意又は過失により会社に重大な損害をおよぼした場合

2 前項の手續及び効果は、法令に別段の定めがある場合を除き、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第17号）の規定を準用する。

第7章 雑 則

(派遣職員の取扱い)

第53条 前条までの規定にかかわらず、広島市から派遣された職員に関する次の各号に掲げる規定の取扱いについては、広島市の一般職の職員の取扱いの例による。

- (1) 第2章（第4節を除く。）
- (2) 第3章第4節
- (3) 第4章（第2節及び第3節を除く。）
- (4) 第5章第3節

(出向職員の取扱い)

第53条の2 第52条までの規定にかかわらず、他の市設立公益的法人等へ出向した職員に関する次の各号に掲げる規定の取扱いについては、当該公益的法人等の職員の取扱いの例による。

- (1) 第2章第4節
- (2) 第3章（第4節を除く。）
- (3) 第4章（第1節を除く。）
- (4) 第5章（第1節第39条及び第2節を除く。）

(5) 第6章

2 第52条までの規定にかかわらず、他の市設立公益的法人等から出向した職員に関する次の各号に掲げる規定の取扱いについては、当該公益的法人等の職員の取扱いの例による。

(1) 第2章（第4節を除く。）

(2) 第3章第4節

(3) 第4章（第2節及び第3節を除く。）

(4) 第5章第1節第39条及び第2節

（実施規定）

第54条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 財団法人広島市開発公社職員就業規則（昭和43年4月2日）は、廃止する。

3 昭和50年4月1日に在職している職員については、この規則の施行日までに当該職員が受けることができる年次有給休暇の日数に2日を加算する。

4 昭和46年8月1日に在職していた職員で、採用時の年齢が満55才以上の者及び昭和46年8月1日現在の年齢が満50才に達していた者の定年は、第16条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 採用時の年齢が55才以上の者 65才

(2) 昭和46年8月1日現在の年齢が50才以上の者 63才

5 平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間、別表第4第12項に規定する休暇については、職員の妻の出産の日の翌日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間に、週休日、休日及び代休日を含め1週間以上の連続する休暇（別表第4第12項に規定する休暇及び年次有給休暇に限る。）を計画的に取得する場合に限り、同項の規定にかかわらず、職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、7日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間とする。

（定年に関する経過措置）

6 令和5年12月28日から令和13年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、無期労働契約での雇用に転換した嘱託職員及び広島市退職職員を除き、同条中「65歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年12月28日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和46年8月1日に在職していた職員で、採用時の年齢が満55才以上の者及び昭和46年8月1日現在の年齢が満50才に達していた者の定年は、第16条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 採用時の年齢が満55才以上の者 満65才
 - (2) 昭和46年8月1日現在の年齢が満50才以上の者 満63才
- 3 昭和52年3月31日に在職している職員で、採用時の年齢が満55才以上の者の定年は、第16条の規定にかかわらず、満63才に達する年度の末日までとする。

附 則

この規則は、昭和54年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月12日から施行する。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

(施 行)

- 1 この規則は、昭和60年3月11日から施行する。
(経過措置)
- 2 草津沼田有料道路管理事務所の業務職員の昭和60年3月11日から広島市草津沼田有料道路供用開始までの間の勤務時間等については、改正後の別表1の規定にかかわらず、同表の草津沼田有料道路管理事務所の項の勤務時間等を適用する。

附 則

この規則は、昭和60年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年5月24日から施行する。
- 2 財団法人広島市都市整備公社役職員の退職手当に関する規定（昭和59年4月1日全文改正施行）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「就業規則第9条の規定による休職（業務上の傷病による休職を除く。）」の次に「同規則第31条の規定による看護休暇」を加える。

附 則

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和64年1月1日から施行する。ただし、別表3第8項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員就業規則附則第5項第2号の規定により勤務を要しない時間が指定される職員のうち理事長が定めるものについては、この規則の施行の日から理事長が定める日までの間は、同号の規定にかかわらず、理事長が定める時間数の勤務時間を、勤務を要しない時間として指定することができる。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員就業規則第29条の規定は、平成4年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員就業規則第29条の規定は、平成5年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き在職する職員の平成10年度における年次有給休暇の日数については、改正後の第29条第1項の規定にかかわらず、この規定の施行の際の改正前の第29条第1項の規定による年次有給休暇の残日数に5日を加えた日数とする。
- 3 この規則の施行の際現に前項に規定する職員が改正前の第29条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇の残日数を有している場合における当該残日数に相当する年次有給休暇については、改正後の第29条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者については、改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員就業規則第42条及び第46条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の災害補償について適用し、施行日前の災害補償については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、理事会議決の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、理事会議決の日から施行し、平成17年5月31日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の財団法人広島市都市整備公社職員就業規則別表第6の規定は、期間の初日が施行の日以降である忌引に係る特別休暇について適用し、期間の初日が施行の前日である忌引に係る特別休暇については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、理事会議決の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、理事会議決の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 改正後の第16条の規定にかかわらず、広島市を退職し、又は、理事長が必要と認め、新たに公社の職員となった者で、採用時の年齢が満55歳以上の者のうち、平成20年3月31日までに採用された者の定年は、満63歳に達する年度の末日までとし、平成22年3月31日までに採用された者の定年は、満64歳に達する年度の末日までとする。

附 則

この規則は、理事会議決の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、理事会議決の日から施行し、平成21年5月21日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 旧財団法人広島市環境事業公社（以下「旧環境事業公社」という。）の職員で、引き続いて公社の職員となった者は、旧環境事業公社の職員となった日から公社に在職していたものとみなす。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条の2第1項及び第2項にかかわらず、平成30年4月1日時点で通算雇用期間が5年を超えた60歳以上の嘱託職員については、同日から無期労働契約での雇用に転換する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年1年31日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 令和4年7月31日以前に一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則第31条の2の規定により介護休暇の承認を受けた職員に係る同日以前の介護休暇の期間については、改正後の一般財団法人広島市都市整備公社職員就業規則第31条の2第2項の規定中「3年」とあるのは、「3年（この規則の施行の際の改正前の第31条の2第2項の規定による介護休暇の期間を含む。）」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年12月28日から施行する。
（定年退職者等の再雇用に関する経過措置）
- 2 理事長は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の一般財団法人広島市都市整備公社就業規則（以下「改正前の規則」という。）第16条第1項本文の規定により退職した者（以下「施行日前定年退職者」という。）のうち、65歳に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、本人が希望し、改正後の一般財団法人広島市都市整備公社就業規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に規定する欠格事由、第13条に規定する免職事由又は第14条に規定する失職事由に該当しない者については、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、再雇用する。
- 3 令和14年3月31日までの間、理事長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、本人が希望し、改正後の規則第6条に規定する欠格事由、第13条に規定する免職事由又は第14条に規定する失職事由に該当しない者については、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、再雇用する。
 - (1) 施行日後に改正後の規則第16条の規定により退職した者
 - (2) 施行日後に改正後の規則第16条の2第1項の規定により雇用された後、雇用期間が満了したことにより退職した者
- 4 前2項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該雇用期間の末日は、前2項の規定により雇用する者又はこの項の規定により雇用期間を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 5 理事長は、施行日前定年退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、本人が希望し、改正後の規則第6条に規定する欠格事由、第13条に規定する免職事由又は第1

4条に規定する失職事由に該当しない者については、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、短時間勤務の職（改正後の規則第16条の2第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下第6項において同じ。）で再雇用する。

6 令和14年3月31日までの間、理事長は、附則第3項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、本人が希望し、改正後の規則第6条に規定する欠格事由、第13条に規定する免職事由又は第14条に規定する失職事由に該当しない者については、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、短時間勤務の職で再雇用する。

7 前2項の場合においては、附則第4項の規定を準用する。

8 附則第2項、第3項、第5項又は第6項の規定により再雇用された職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第7条第1項、第9条第1項第2号及び第3号、第16条、第16条の2第1項、第35条第1項、第42条並びに別表第3の規定を適用する。

9 附則第5項又は第6項の規定により再雇用された職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第26条第3項及び第29条第1項第1号の規定を適用する。

10 改正前の規則第16条の2第1項の規定により再雇用され、引き続き施行日に現に在職する職員については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とみなす。

(1) 常時勤務を要する職を占める職員 附則第2項の規定により再雇用された職員

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 附則第5項の規定により再雇用された職員